

泉北ニュータウン再生検討専門委員会設置要綱 新旧対照表

現行	改正（案）
<p style="text-align: center;">泉北ニュータウン再生検討専門委員会設置要綱</p> <p>（目的） 第1条 泉北ニュータウン再生府市等連携協議会（以下、「協議会」という。）において実施する、「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」や「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」など、泉北ニュータウン再生に関連する計画の策定、推進及び進捗管理、また必要に応じた計画の見直しにあたり、専門的な見地から必要な意見や提言を求めるため「泉北ニュータウン再生検討専門委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（組織） 第2条 委員会は別紙の学識経験者等で構成する。 2 委員は協議会が委嘱する。 3 委員長は、必要であると認めるときは、会議の議事のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。</p> <p>（委員長） 第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 委員長は委員会を招集し、会務を総括する。 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（事務局） 第4条 委員会の事務局は協議会の事務局内におく。</p> <p>（細則） 第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">泉北ニュー<u>デザイン推進</u>検討専門委員会設置要綱</p> <p>（目的） 第1条 泉北ニュー<u>デザイン推進</u>協議会（以下、「協議会」という。）において実施する計画の策定<u>及び改定、推進及び進捗管理、その他協議・検討する事項等について</u>、専門的な見地から必要な意見や提言を求めるため「泉北ニュー<u>デザイン推進</u>検討専門委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（組織） 第2条 委員会は_____学識経験者等で構成する。 2 委員は協議会が委嘱する。 3 委員長は、必要であると認めるときは、会議の議事のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。</p> <p>（委員長） 第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 委員長は委員会を招集し、会務を総括する。 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（事務局） 第4条 委員会の事務局は協議会の事務局内におく。</p> <p>（細則） 第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>

現行	改正（案）
<p>附則 この要綱は平成 22 年 4 月 13 日から施行する。 （平成 23 年 3 月 28 日 一部改正） （平成 24 年 5 月 1 日 一部改正） （平成 26 年 6 月 1 日 一部改正）</p>	<p>附則 この要綱は平成 22 年 4 月 13 日から施行する。 （平成 23 年 3 月 28 日 一部改正） （平成 24 年 5 月 1 日 一部改正） （平成 26 年 6 月 1 日 一部改正） <u>（令和 3 年 10 月 27 日 一部改正）</u></p>